

### 3 行動指針作成の背景

#### (1) 社会環境の変化

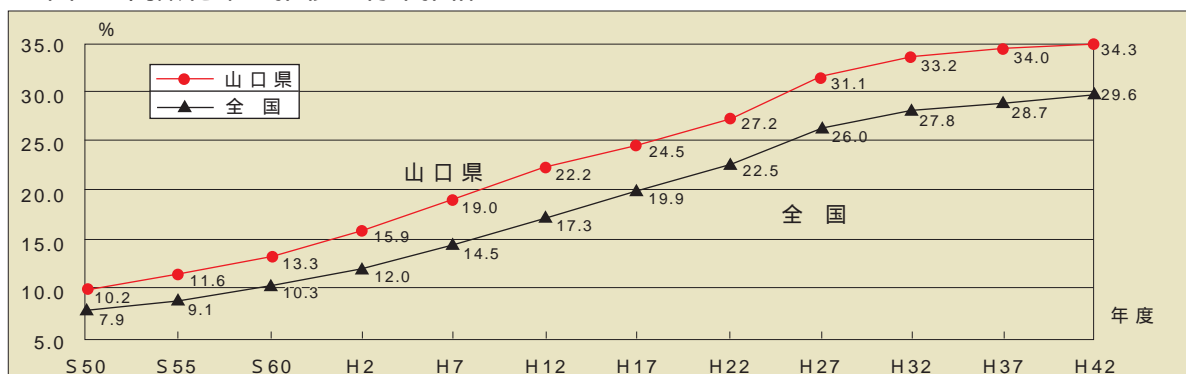
##### 高齢者の増加

誰でも年をとれば、日常生活や社会生活で、身体の機能低下に伴う制約を受けやすくなります。

本県の総人口は 1,527,964人で、このうち65歳以上の高齢者の人口は 339,836人です。(平成12年10月1日現在、「国勢調査」) 総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合(以下「高齢化率」)は、22.2%で、全国平均の17.3%を4.9ポイント上回り、全国で6番目に高い水準にあります。

また、今後の高齢化率の推移は、平成22年(2010年)に、27.2%で4人に1人が高齢者になり、平成37年(2025年)には34.0%で、3人に1人が高齢者になると予想されています。

図1 高齢化率の推移と将来推計



資料：平成12年までは「国勢調査」、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口」による。

また、市町村別に見た場合では、高齢化率が50%を超える町が1つあります。56市町村のうち半数を超える36市町村において高齢化率が25%を超えており、1町を除く55市町村で高齢化率が全国平均より高くなっています。

このように、本県、あるいは県内各市町村は、日常生活や社会生活で、身体機能低下に伴う制約を受けやすい高齢者の割合が全国的に高く、今後もますます増えていくと考えられます。したがって、高齢者や、高齢者を介護する人が快適に暮らしていける、生活環境の整備が必要になっています。

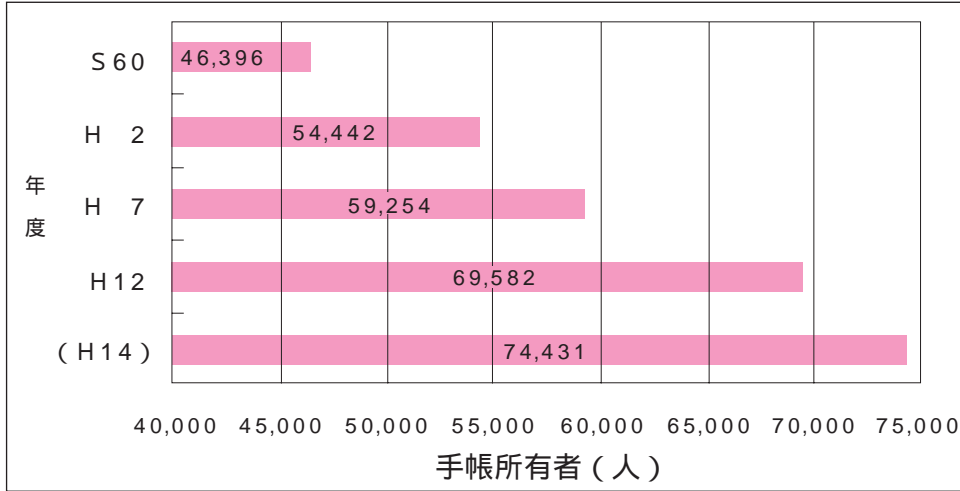
## 障害のある人の増加

本県の身体障害のある人の状況をみると、身体障害者手帳所持者が平成15年1月末現在で、74,431人であり、人口1,000人当たり49.1人となっています。

平成7年度の調査では、身体障害者手帳所持者が59,254人であり、人口1,000人当たり38.3人で、身体障害のある人は実数、総人口に占める割合とも増加の傾向にあります。

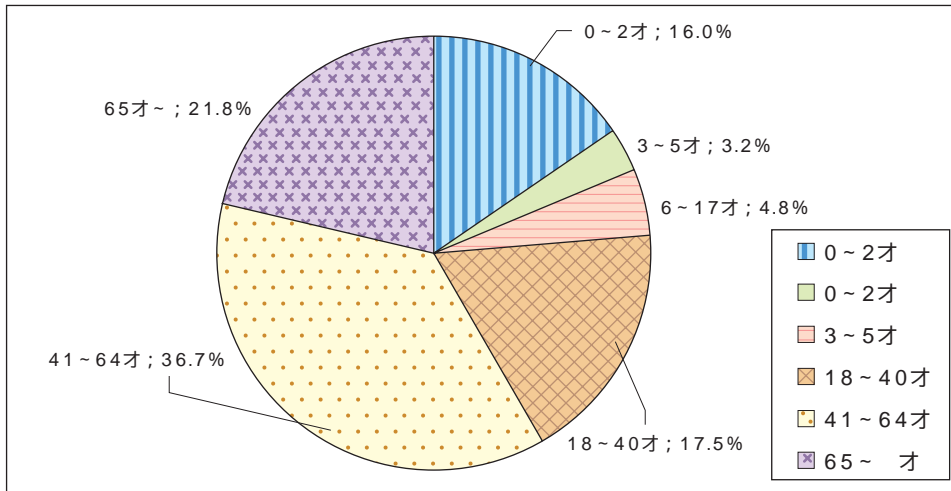
また、障害者（児）実態調査（平成13年11月）によれば、障害が発生した時期は41歳から64歳までの間が36.7%と最も高くなっており、40歳を超えて脳血管障害や疾病等で障害が発生する人が多くなっています。

図2 身体障害者手帳所持者の推移（山口県）（障害者（児）実態調査（H13）から）



平成14年度は、平成15年1月末、他は3月末の身体障害者手帳所持者数

図3 障害が発生した時期（障害者（児）実態調査から）



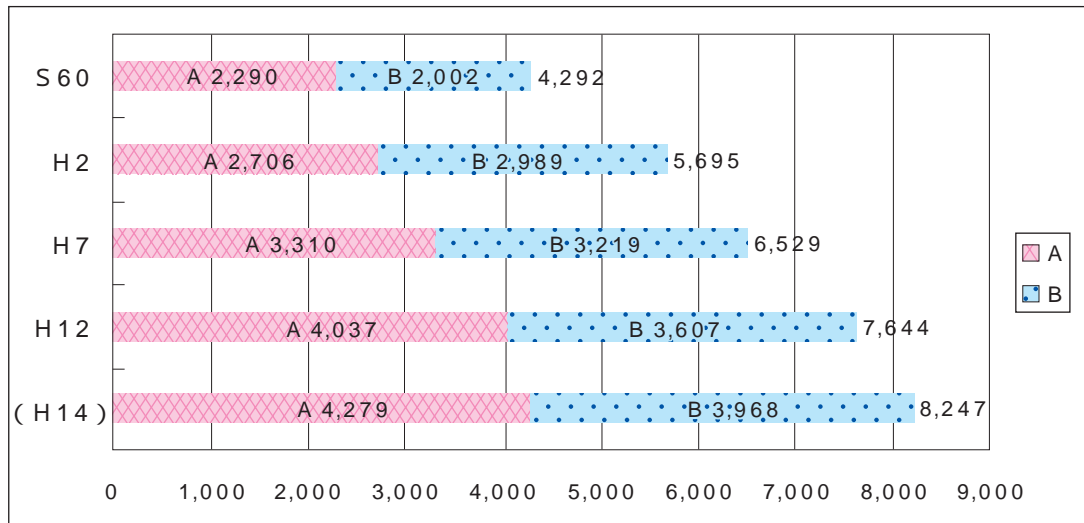
知的障害のある人については、平成15年2月末現在で、療育手帳所持者が8,247人と年々増加してきており、人口1,000人当たりの所持者数も年々増加してきています。

精神障害のある人についても、13年度末において、精神障害者保健福祉手帳所持者数が2,976人と年々増加しており、人口1,000人当たりの所持者数も年々増加する傾向にあります。（入院・公費負担通院患者

数でみた場合、13年度末において、入院患者数は5,391人であり横ばい傾向にあります。公費負担通院患者数は8,512人であり、実数、割合とも増加の傾向にあります。

また、近年の問題として、学習障害（LD）児（P54）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児（P57）等の増加もあげられます。

図4 療育手帳所持者の推移（障害者（児）実態調査（H13）から）



平成14年度は、平成15年2月末、他は3月末の療育手帳所持者

図5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

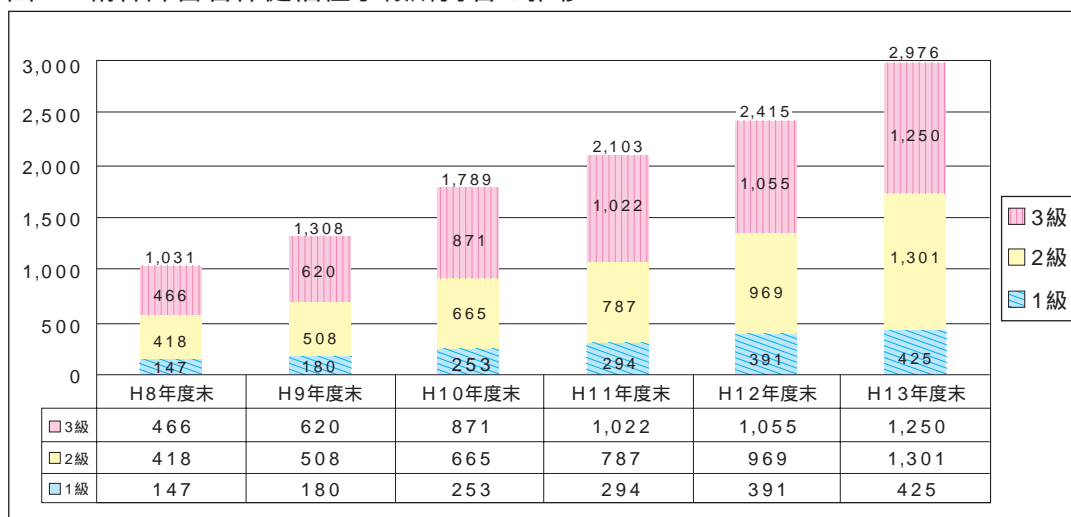
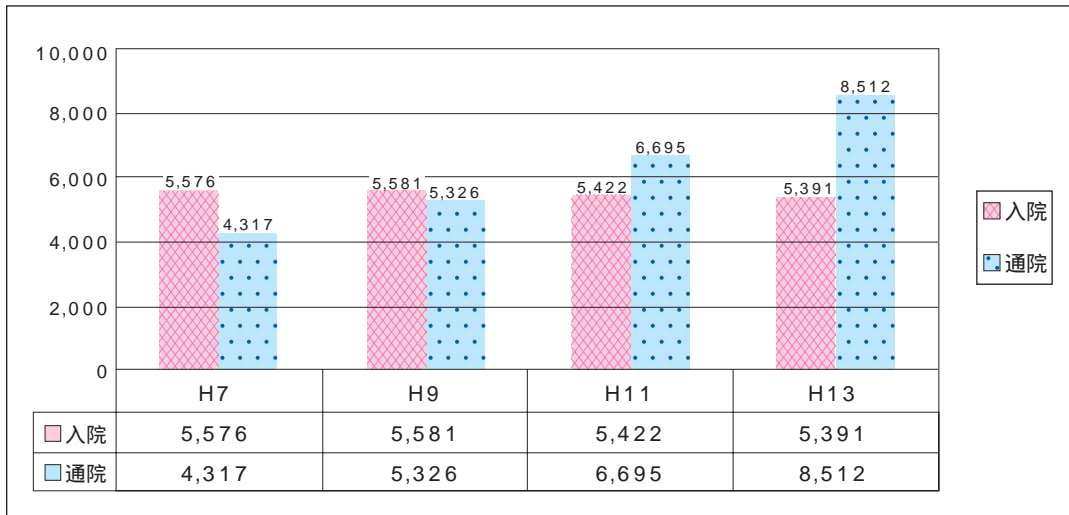


図6 精神障害者入院・公費負担通院患者数の推移



高齢化の進展等に伴って、今後も障害のある人は増えていくと見込まれることから、障害のある人や、障害のある人を介護する人が快適に暮らしていける生活環境を総合的に整備していくことがますます重要になってきています。

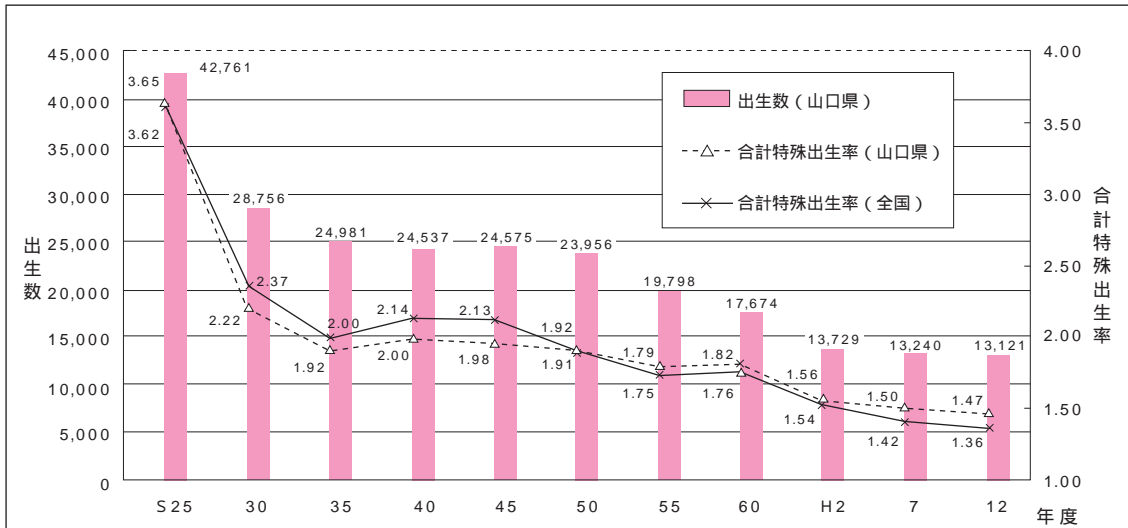
### 少子化の進行

本県の合計特殊出生率（注）は、人口を維持していくために必要とされている2.08を下回っており、少子化対策は、本県の重要な課題となっています。

したがって、妊産婦、子ども連れの方、児童などが障壁がなく、快適に暮らしていけるように、子育てにやさしい環境づくりが求められています。

（注）合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に産む子供の数

ず しゅつせいすう ごうけいとくしゅしゅつせいすう  
 図7 出生数・合計特殊出生率



## その他

病気やけがをした時などには、誰もが生活環境の中で様々な制約があることを感じることであります。病気やけがは、自分自身、あるいは家族などの身近な人の出来事として起こりうるものであり、ユニバーサルデザインのまちづくりでは、そのような何らかの事情で日常生活に制限を受ける人に対しても配慮を行っていくことが望まれます。

また、本県では、歴史的に海外との人や物の交流が盛んですが、国際交流が進む中で、日本語や日本の文化風習がわからない外国の人に対する配慮も求められています。

## (2) 福祉のまちづくり

### 福祉のまちづくりの経緯

山口県では、障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい環境整備を進めるため、指針を作成して関係者への普及に努めてきました。

昭和54年12月には「障害者のための施設整備指針」を作成しましたが、昭和63年3月には、障害者を含めたすべての県民を対象にした「環境整備の手引き」に改訂され、さらに平成7年3月には「福祉のまちづくり環境整備指針」に改訂されました。

これらの流れを受けて、平成9年には「山口県福祉のまちづくり条例」(P58)が制定されました。

「山口県福祉のまちづくり条例」では、対象者を高齢者や障害のある人だけではなく、妊産婦、病弱者、乳幼児を連れた人、けが人、児童などと幅広くとらえています。

そして、新たに施設を整備する際には、山口県福祉のまちづくり条例に基づく基準に従って、最初から、スロープ(傾斜路)や授乳室を設置する等の配慮を行うように求めています。

また、環境整備の対象についても広くとらえ、施設、物品、役務(サービス)等を、利用しやすく提供するように求めています。

このため県では条例の趣旨に添って、公共的施設の整備、福祉のまちづくり賞の表彰、ボランティアの育成、福祉マップのホームページ作成等、ハード、ソフト両面から、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めて

きました。

また、山口県福祉のまちづくり条例の制定に前後して、国においてもハートビル法( P57)や交通バリアフリー法( P55)の制定など、法整備が進んでいます。

このような取組を継承し発展させるため、総合的な推進方策の策定が求められています。



### 山口県福祉のまちづくり条例適合証

山口県福祉のまちづくり条例の基準に従った、誰もが利用しやすい施設に対して、適合証が交付されます。

適合証は、平成9年10月の条例施行から、平成14年12月末までの間に、107施設に交付されました。適合証交付施設は県のホームページに掲載しています。



### 適合証交付施設

(いしい記念病院 岩国市)

適合証交付施設の一つである写真の病院では、階ごとにカラーイメージや魚、鳥、花などのテーマを定めています。各病室の入口にはテーマに応じた絵を大きな部屋番号とともに掲げる他、ドア脇に縦方向の手すりを設置するなどの工夫をしています。

優れた取組として、山口県福祉のまちづくり賞を受賞しています。